平成２６年（フ）第４９４号
広島市安佐北区白木町大字小越17番地３
債務者　岡田　彩子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６３号
広島県東広島市八本松東３丁目28番40号３―３、申立時の住所広島県東広島市西条町田口380番地18　206号
債務者　金澤　和子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６７９号
広島市東区戸坂中町２番34号
債務者　餅重　貞幸
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８８号
広島市安佐南区八木９丁目32番63―102号リバーサイドＭＨ
債務者　井上　栄子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４９号
大分市汐見１丁目８番16号　フィオーレ．ＫＩ203
債務者　河野　千尋
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６７号
大分市敷戸北町17番１―403号
債務者　吉岡さち代
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２３６号
沖縄県豊見城市字真玉橋499番地１　リバーサイドマンション203号
債務者　国頭いずみ
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２４３号
沖縄県那覇市安里２丁目７番７号　嘉手苅アパート202
債務者　上原　淳子（旧姓高良）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１１４号
長野市大字石渡147番地２　峯村貸家西号室
債務者　荻原富士子（旧姓深井・樋口・林）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０１号
岐阜県瑞穂市牛牧1465番地１
債務者　酒井　敏郎
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３０６号
岐阜県本巣郡北方町春来町１丁目18番地
債務者　河村　剛司
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３０９号
岐阜市竜田町６丁目13番地　東海マンション203号室
債務者　武藤利津子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４０６号
兵庫県尼崎市久々知３丁目５番８号、前住所兵庫県尼崎市久々知３丁目２番28号
債務者　白柿貴代こと　金　　貴代
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９４号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番３―1406号
債務者　大浦　　勲
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第９５号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番３―1406号
債務者　大浦　テル
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第９２号
宮城県栗原市若柳字川北元町裏332番地、従前の住所宮城県加美郡加美町羽場字山鳥256番地　県営田川住宅１―２号
債務者　佐々木まゆみ
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
新潟市西区東青山１丁目21番地４
債務者　佐藤美佐子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
新潟地方裁判所民事部